

DI-1st

令和2年1月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官濱岡伸

平成31年(ワ)第116号慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和元年10月31日

判 決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

群馬県利根郡みなかみ町上牧2860

被 告 鈴 木 通 夫

群馬県利根郡みなかみ町上牧3334

10 被 告 小 林 時 雄

群馬県利根郡みなかみ町上牧2681-1

被 告 鈴 木 政 治

群馬県利根郡みなかみ町上牧3329

被 告 石 井 恵 子

15 主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20 被告らは、原告に対して、連帯して10万円を支払え。

第2 事案の概要

1 原告と被告らは、いずれも群馬県利根郡みなかみ町上牧の吉平地区（以下、単に「吉平地区」という。）内に居住しており、吉平地区の住民を構成員（以下「組員」という。）とする吉平組の組員である。

25 本件は、原告が、吉平組の集会における被告ら及びその他の集会出席者の言動、被告らが村道のコンクリート舗装に関する作業に欠席したこと、被告鈴木政治の

家族やその他の第三者が農作業中の原告のもとに現れ不審な行動を取ったことが、原告の生命、自由及び名誉に対する脅迫であり人格権を侵害する行為であるなどと主張して、被告らに対して、民法709条、710条及び719条に基づき、連帶して、慰謝料1億2000万円のうち10万円の支払を求める事案である。

5

2 本件の前提となる事実（当事者間に争いがない事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）は、以下のとおりである。

(1) 原告と被告らは、平成28年より前から吉平地区内に居住している吉平組の組員である。

10

吉平組とは、吉平地区内の住民らを組員とし、吉平組地域内の道路、水路等の整備や、同地域内の祭典行事等を事業とする組織である。吉平組の役員は、組頭1名、組頭代理1名、庶務会計1名及び勘定人5名から構成されており、吉平組の総会は組員の過半数の出席により成立する。また、吉平組の総会における議題は、組頭が事前に整理決定して書面で組員に通知する取扱いとなっている（以上について、当事者間に争いがない事実、乙1、弁論の全趣旨）。

15

(2) 平成29年2月12日、吉平組の総会が行われた（以下、この総会を「総会①」という。）。総会①には、原告、被告鈴木通夫、被告小林時雄及び被告鈴木政治を含む組員合計17名が出席していた（甲1、乙2の1、弁論の全趣旨）。

20

(3) 平成29年4月16日、吉平組の総会が行われた（以下、この総会を「総会②」という。）。総会②には、原告、被告小林時雄、被告鈴木政治、被告石井恵子を含む組員合計18名が出席していた（甲2、3、乙2の2、弁論の全趣旨）。

(4) 平成31年3月16日、群馬県利根郡みなかみ町上牧内の村道のコンクリート舗装に関する作業（以下「本件作業」という。）が実施され、原告を含む複数人の周辺住民が参加したが、被告らはいずれも本件作業に参加しなかった（当事者間に争いがない事実、弁論の全趣旨）。

25

(5) 令和元年5月12日、原告は、自身のほ場で農作業を行っていた（弁論の全趣旨）。

第3 本件の争点及び当事者の主張

本件の争点は、被告らの不法行為の成否及び原告の損害の有無・金額であり、これらの争点についての当事者の主張は以下のとおりである。

1 被告らの不法行為の成否について

(原告の主張)

被告らは、以下のような言動をもって、原告に対して包囲網としての威力を示し、原告の生命、自由及び名譽に対する脅迫を行ったのであり、不法行為が成立する。なお、原告は、以下の言動のうち、被告らのうちの一部が行ったものや被告ら以外の第三者が行ったものについても、被告らの不法行為として主張するものである。

(1) 集会①及び集会②での言動について

被告らやその他の第三者は、集会①及び集会②において原告が発言している最中に、根拠なく露骨な妨害発言を重ね、また、他の出席者を扇動して帰宅するなど、非人道的な言動を繰り返して原告に対して威力を示した。

(2) 本件作業への不参加について

被告らは、原告が本件作業に参加することを承知の上で、全員で本件作業に参加しないことにより原告に対する威力を示した。なお、原告は、本件作業の二日前に本件訴訟を提起したが、被告らが訴状の送達を受ける前にそろって本件作業に参加しなかったのは、自身らが被告であることを事前に知り共謀の上参加しなかったものと考えるほかなく、原告を常時監視し情報を得ていることの証左である。

(3) 原告に対する付きまといについて

原告が令和元年5月12日に自身のほ場で農作業を行っていたところ、被告鈴木政治の一家や周辺住民が次々に現れ、原告に付きまとい、圧力をかけて包

囲締の威力を示した。具体的には、被告鈴木政治は隣のほ場の均しを行い、その後に現れた不審な白い車はエンジンをかけたまま10分以上その場に止まり、不審に思った原告が撮影を始めたところ当該車両の運転者が被告鈴木政治と話し始め、白い車が立ち去った後に現れた黒い車はエンジンをかけたまま数分程度その場に止まり、原告が撮影を始めたところ当該車両の運転者が被告鈴木政治と話し始め、その後、再び上記の白い車が現れエンジンをかけたまま数分程度その場に止まり、原告が撮影を始めたところ当該車両の運転者が再び被告鈴木政治と話し始め、さらにその後には、被告鈴木政治の息子夫婦と思われる男女が孫と思われる女の子と犬を連れて徒步で現れた。

(被告らの主張)

以下のとおり、原告が主張する事実についてはいずれも不法行為は成立しない。

(1) 集会①及び集会②での言動について

原告が主張する被告らの発言自体について積極的に否認するものではないが、不法行為が成立することについては争う。

(2) 本件作業への不参加について

被告らが本件作業に参加しなかったことは認めるが、不法行為が成立することについては争う。

(3) 原告に対する付きまといについて

原告が主張する事実経過について積極的に否認するものではないが、不法行為が成立することについては争う。日常生活内の農作業や作業の打合せ、休憩時間の差入れ等の行為にすぎず、原告に付きまとったものではなく、何ら違法ではない。

2 原告の損害の有無及び金額について

(原告の主張)

原告が被告らの不法行為により被った精神的損害に対する慰謝料は1億20

00万円が相当であり、本訴訟ではそのうちの10万円を請求する。

(被告らの主張)

否認し争う。

第4 当裁判所の判断

5 1 集会①での言動について

(1) 前記前提事実、証拠（甲1、乙1、2の1）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 吉平組の平成28年度の組頭は、総会①の開催前に、総会①の議題を、組頭の選出、農事組合長の選出、組役員の選出及び各小組・伍長の確認と整理決定し、このことを組員に対して書面で通知した。

イ 平成29年2月12日、総会①が行われ、総会①には、原告、被告鈴木通夫、被告小林時雄及び被告鈴木政治を含む組員合計17名が出席し、これは組員の過半数を超えるものであった。

15 総会①において、原告は、自身が猟銃グループから発砲を受け、その10日後に通り道を血だらけにされたことがあった旨主張するとともに、そのことに関して総会①での決議を求めるなどし、これに対して、被告鈴木通夫は、猟友会の許可証を持った人たちがやっていることについて吉平組で決議をすることはできないのではないか、事件性があると考えるのであれば原告が猟友会に申入れをしてはどうか、原告が主張する内容は誰がやったことなのかも分からず、自分は脅迫だとは感じないなどと述べ、最終的には「いいや、帰るべ」などと発言し、総会①から帰ろうとした。

ウ 原告の発言に係る内容は、上記アの通知において総会①の議題とされていなかった。

25 (2) 上記認定事実によれば、原告が、自身が猟銃グループから発砲を受け、その後に通り道を血だらけにされた（なお、本件全証拠によってもこれらの事実を認めることはできない。）と主張して吉平組の総会での決議を求めたのに対し

て、被告鈴木通夫が、要旨、原告の主張と相容れない意見を述べたり、態度を表明したりしたものであるということができるものの、被告鈴木通夫の言動は、吉平組の組員の一人として原告の主張や総会で決議をするという要望に対する自身の考えを示したものに過ぎず、その態様等を踏まえても、原告の発言を不当に妨害等したものとはいえない上、被告鈴木通夫は原告に対して総会①に出席する義務を負うものとは認められないであって、上記の被告鈴木通夫の言動が、原告の生命、自由、名誉等の何らかの法律上保護すべき権利利益を侵害する違法なものであるということもできない。その他、原告は、被告鈴木通夫の発言をもって、その余の被告ら3名についても不法行為が成立する旨主張するものと解されるが、本件全証拠によつても、被告鈴木通夫が、上記の発言等に当たつてその余の被告ら3名と共に謀した等の事実は認められず（なお、被告石井恵子はそもそも総会①に出席すらしていないことは前記前提事実のとおりである。），原告の主張はこの点においても失当である。

以上によれば、被告らに不法行為は成立しない。なお、原告は、訴状において被告鈴木通夫の発言を事細かに記載するとともに、氏名不詳の総会①参加者の「はい、もういいよ、帰りましょう。」との発言を記載しているが、被告鈴木通夫の発言の要旨は上記のとおりであるといえること、被告鈴木通夫以外の総会①の出席者が原告に対して総会①に出席する義務を負うと認められないことや氏名不詳者が上記発言に当たつて被告らと共に謀した等の事実が認められないことは上記したところと同様であるから、被告らに不法行為が成立しないとの結論は、これらを踏まえても左右されない。

2 集会②での言動について

- (1) 前記前提事実、証拠（甲2、3、乙1、2の2）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 吉平組の平成29年度の組頭（以下「平成29年度組頭」という。）は、総会②の開催前に、組員に対して、総会②の議題は、平成28年度会計報告、

平成29年度年間行事予定、会計年度の改定、会計への補助及び平成29年度役員承認と整理決定し、このことを組員に対して書面で通知した。

イ 平成29年4月16日、総会②が行われ、総会②には、原告、被告小林時雄、被告鈴木政治、被告石井恵子を含む組員合計18名が出席し、これは組員の過半数を超えるものであった。

ウ 原告は、総会②が始まった直後に、総会①の際と同様に、獵銃グループの締出しに関する主張をしたところ、総会出席者から、まず組頭が予定している議題を先行すべき旨の意見が述べられた。

これに対して、原告が、途中で帰らないのであればそれでもよい、途中で帰るのは問題外である、民主主義ではないなどと述べたところ、被告小林時雄は何が民主主義だなどと述べ、被告石井恵子は、民主主義なら総会の議題に則ってやってから最後にやるべきではないかなどと述べた。

その後のやり取りを経て、被告石井恵子や他の総会出席者は、総会②の議題を進めることを求め、平成29年度組頭は議題を進める旨述べた。

エ 総会②が始まってから1時間程度が経過した後、原告は、獵銃グループを吉平地区から締め出すことについて、総会②に出席した組員が一人ずつ意見を述べることを求め、その中で、通り道を血だらけにされたことについては吉平地区の住民が関与しているのではないかと思っているなどと述べた。

このような原告の発言に対して、被告小林時雄は、吉平地区の住民が関与している旨の発言に対して証拠がないことを言うなどと述べるとともに、原告の発言内容に関して身の危険を感じている人はいないなどと述べ、被告鈴木政治は、原告の発言に対して証拠はないのかなどと述べた。

また、被告鈴木政治が、平成29年度組頭に対して、吉平組に関する話は終わったか確認し、平成29年度組頭が総会②を終えた後は役員会議等にうつりたい旨応じると、被告鈴木政治は総会を閉めるなら閉めてほしいと述べた。その後、原告が、組員一人一人の意見を聞きたいという自分の意見を無

視するのかと述べたところ、平成29年度組頭は、総会②をどのように進め
るかは出席者に聞くが、原告の意見を出席者がどのように考えるかは自分に
は分からぬ旨述べ、これに対して原告が、強制はできないが、まだ発言し
ていない人は発言してもらいたい旨述べたところ、被告鈴木政治は、吉平組
としての会議が終われば自分は帰る旨述べた。

その後、原告が、原告に対する別の脅迫事件として、郵便局員が声かけを
せずに原告宅に忍び込んで荷物を置いていったことが脅迫であるなどと述
べたところ、被告石井恵子は、それは郵便局に対して言うべきことであり、
ここで言うことではないと思うと述べ、原告が、あなたも同じ目に遭う可能
性がある、自分は共通の身の危険について情報を共有しているだけなどと述
べたところ、被告石井恵子は、他の人は身の危険を感じていない、総会を終
わりにしましょうなどと述べた。

オ 原告の発言に係る内容は、上記アの通知において総会②の議題とされてい
なかつた。

(2) 上記認定事実によれば、原告は、総会②が始まった際に、自身が主張する獵
銃グループの締出しに関して議論することを求め、被告小林時雄や被告石井恵
子からは、原告の主張と相容れない意見が述べられたといえるものの、これら
の意見は、総会②に出席した組員として原告が主張する内容及びその取り上げ
方についての自身の見解を表明したものにすぎず、その態様等を踏まえても、
原告の発言を不当に妨害等するようなものではなく、原告の生命、自由、名誉
等の何らかの法律上保護すべき権利利益を侵害する違法なものであるとはい
えない。

また、上記認定事実のとおり、原告は、総会②が始まって1時間程度が経過
した後に、上記内容について組員が一人ずつ意見を述べることを求め、被告小
林時雄や被告鈴木政治が発言しているところ、その発言内容は、原告の主張内
容をもって身の危険を感じている人はいないというものや、吉平地区の住民が

原告に対する脅迫に関与しているかのような原告の発言に否定的な反応を示しているものではあるが、それは、まさに原告が求めたとおり被告小林時雄や被告鈴木政治が組員として自身の意見を表明したものにすぎないのであって、その内容が原告の期待していたものではなかったとしても、原告の発言を不当に妨害等するようなものとはいはず、このことは、その態様等を踏まえても同様であるから、やはり原告の生命、自由、名誉等の何らかの法律上保護すべき権利利益を侵害する違法なものであるとはいえない。そして、被告鈴木政治は、総会を閉めてほしい、会議が終われば帰りたい等と述べていることも認められるが、被告鈴木政治が原告に対して総会②に出席する義務を負わないことは上記1の(2)で述べたところと同様である。その他、原告は、被告小林時雄、被告鈴木政治及び被告石井恵子の発言をもって、被告鈴木通夫を含む被告ら全員に不法行為が成立する旨主張するものと解されるが、本件全証拠によつても、被告鈴木通夫を除く被告ら3名が、上記の発言等に当たつて被告鈴木通夫と共に謀した等の事実は認められず（なお、被告鈴木通夫はそもそも総会②に出席していないことは前記前提事実に記載のとおりである。），原告の主張はこの点においても失当である。

以上によれば、被告らに不法行為は成立しない。なお、原告は、訴状において、被告鈴木政治、被告小林時雄及び被告石井恵子の発言を事細かに記載するとともに、これらの被告以外の者の発言も記載しているが、被告鈴木政治、被告小林時雄及び被告石井恵子の発言の要旨は上記のとおりと認められること、被告ら以外の第三者の発言も、原告に対して肯定的な反応を示すものではないものの、その態様等を踏まえても、原告の発言を不当に妨害等するものといえず、当該発言に当たつて被告らと共に謀した等の事実が認められないことは上記したところと同様であるから、被告らに不法行為が成立しないとの結論は、これらを踏まえても左右されない。

3 本件作業への不参加について

前記前提事実のとおり、被告らは、原告が参加した本件作業に参加しなかつたことが認められるところ、被告らが原告に対して本件作業に参加する義務を負っていたとは認められず、上記不参加という不作為が、原告の生命、自由、名誉等の何らかの法律上保護すべき権利利益を侵害する違法なものであるとはいえない。なお、原告は、被告ら4名がそろって本件作業に参加しなかつたことが、原告を常時監視し情報を得ていることの証左である旨主張するが、当該不参加をもって、被告らが原告を常時監視しているとの事実や被告らが原告による訴え提起を訴状の送達前に知っていたとの事実を認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告らに不法行為は成立しない。

4 原告に対する付きまといについて

前記前提事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は令和元年5月12日に自身のほ場で農作業を行っていたこと、同日には、その近くのほ場で被告鈴木政治が農作業を行い、その間に、被告鈴木政治の妻が白い車両を運転してその場に訪れたことが認められ、原告は、上記事実や、黒い車両が現れその運転者が被告鈴木政治と会話をしていたこと、被告鈴木政治の息子夫婦と思われる男女が孫と思われる女の子とともに現れたことなどをもって、原告に付きまとい、圧力をかけて包囲網の威力を示した旨主張する。

しかしながら、上記の被告鈴木政治等の言動が、その内容や態様からして、原告に対する付きまといや、原告の生命、自由、名誉等の何らかの法律上保護すべき権利利益を侵害する違法なものであるとはいせず、原告に威力を示したということもできないということは明らかであり、この結論は原告が主張するその余の事情を併せ考慮しても左右されない。なお、上記認定事実のとおり、被告らのうち令和元年5月12日に現れたのは被告鈴木政治のみであって、その余の被告らについて、被告鈴木政治の行為についての共謀等が存在したと認めるに足りる証拠もなく、原告の主張はこの点においても失当である。

以上によれば、被告らに不法行為は成立しない。

5 小括

以上のとおり、原告が主張する言動について、被告らに不法行為が成立すると
は認められない。

5 第5 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のと
おり判決する。

前橋地方裁判所民事2部

10

裁判官

栗津竹

